

平成29年度 第1回 宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会 会議録要旨

日 時	平成29年11月8日(水) 午前10時00分から午前12時00分まで
場 所	宮城県庁行政庁舎11階 第二会議室
出席者	資料参加者名簿のとおり

1 開会

司会

定刻となりましたので、只今から、平成29年度第1回宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会を開催いたします。

はじめに、当審議会の委員の任期につきましては、本年6月30日をもちまして前回の任期が満了しております。これまで長年に渡り御尽力いただきました4名の委員の先生方がこの度御退任され、後任として、新たな委員に御就任いただきました。

御紹介申し上げます。加藤委員の後任として、角田市商工会女性部長の相澤邦戸様、鈴木委員の後任として、宮城県商店街振興組合連合会理事長の相澤博彦様、黒田委員の後任として、宮城県消費者団体連絡協議会の熊谷睦子様、そして徳永委員の後任として、本日は欠席でございますが、宮城大学教授の風見正三様に御就任をお願いしまして、御快諾いただきました。ここに改めてお礼申し上げますとともに、皆様に御報告申し上げます。

また、千葉昭彦委員、西出優子委員、そして山田晴義委員におかれましては、再任につきまして御快諾いただきありがとうございました。

なお、新たな任期につきましては、本年7月1日から平成31年6月30日までの2年間となっております。委員の皆様には御多忙とは存じますが、御指導御助言を賜りますようお願いいたします。

それでは、今回新たに就任されました相澤邦戸委員、相澤博彦委員、熊谷睦子委員から、御挨拶を頂戴したいと思います。

※3名よりあいさつ

司会

ありがとうございました。

本日御出席の委員は6名でございますので、宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例第26条第2項により定足数に達しており、会議は成立していることを御報告いたします。

続きまして、商工金融課長の小山から一言、御挨拶を申し上げます。

※小山課長より開会のあいさつ

司会

続きまして、議事に入ります前に会長の選任をさせていただきたいと思います。選任に際しては、小山商工金融課長が仮議長を務めさせていただくということでよろしいでしょうか。

※「異議なし」の声あり

小山課長

只今、仮議長に御指名いただきましたので、議事を進めさせていただきます。

会長の選任でございますが、まちづくり条例第25条の規定では、会長は委員の互選によって定めることになっております。どなたか適任の方はいらっしゃいますか。

千葉委員

事務局案はありますか。

事務局

事務局案としては、前期に引き続き、山田委員に会長をお願いしたいと考えております。

小山課長

只今、事務局から会長に山田委員をとという案が提示されましたが、いかがでしょうか。

※「異議なし」の声あり

小山課長

ありがとうございます。それでは山田委員に会長をお願いしたいと思います。

議長が選任されましたので、ここで仮議長の任をおろさせていただきます。

司会

それでは、ここからの進行は山田会長をお願いしたいと思います。山田会長、よろしくお願いたします。

2 条例の概要説明

山田会長

この審議会はなかなか課題が難しいところがありまして、判断に窮する所もありますが、皆さまの御協力をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、お手元の次第により議事を進めてまいります。

まず議題の「(1) 宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例の概要について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

※資料1～3により条例の概要と基本的な方針について説明

山田会長

ありがとうございます。

初めての方もいらっしゃると思いますので、条例の概要あるいは立地誘導に関する基本的な方針等について、御質問等がありましたらどうぞ御遠慮なくお出してください。

ちょっと1つだけお伺いしたいのですが、これは立地誘導地域以外に整備する場合の審議の場であるわけですが、立地誘導地域の中ではどれぐらいの数が立地しているか、あるいは今まで申請があったか、県の方でおわかりになるのですか。

事務局

立地誘導地域に立地する場合は県の方に申請をする必要はないのですが、次の地域貢献活動のところでも説明するところですが、立地誘導地域に建てられた大規模集客施設、届出の対象となる施設のすべての合計は平成29年度時点で102施設ございます。その内、届出があった施設が9件ということなので、それ以外の90数件は立地誘導地域の中に建てられた施設ということになります。

山田会長

わかりました。

3 議事

(1) 地域貢献活動

山田会長

それでは、次の地域貢献活動の実施状況について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

※資料4により地域貢献活動の実施状況について説明

山田会長

このことにつきまして何か御質問がありましたらどうぞ。

相澤（邦）委員

地域貢献活動ということで、様々な分類があると説明いただきましたが、「こういうものは必ずしなければならない」というものはあるのでしょうか。例えば寄付をすれば地域貢献になるというのが多いと思うのですが。

それから、しなかった場合、あるいは計画書を提出しなかった場合に、企業に対してペナルティのようなものはあるのでしょうか。出しても出さなくてもいいというものなのでしょうか。

事務局

1点目については、必ずしなければならない項目を設けているわけではないのですが、地域貢献活動のガイドラインを策定しておりまして、先程6つの分類と申し上げましたが、例えば「この分類ではこういう事例」という形で列記して、それらに該当するような取り組みを実施していただくということになっておりまして、必ずこの取組を実施しなければならないというものを県の方で規定しているものではありません。地域に貢献できるような何らかの活動をしていただければ、いずれかの分類に該当するように設定しております。

2点目の罰則については、条例で罰則は設けておりません。あくまでも努力義務ということで、積極的な地域貢献活動に努めていただくということでございます。ただ、地域貢献活動の計画書と実施状況報告書の提出は義務化しておりまして、提出状況については県のホームページで公表しており、外部の方が御覧いただけるようになっておりまして、地域貢献活動を施設が行っているか行っていないかを地域の住民の方がホームページを通じて把握することができるようにはなっております。

山田会長

先程寄付の話があったのですが、大震災等に関連して、立地企業から地域なり自治体に対する寄付というのはあったのですか。

小山課長

イオングループ等によくあるのですが、例えばイオンさんと金額ベースからすると5億円ぐらいの寄付をいただいております。その他に場所を無償で提供して、そこに仮設住宅が建てられたとか、そういった寄付があります。他にも、大企業が中心になるんですが、寄付は結構ありまして、そういった部分での協力をいただいたことはございます。

山田会長

それらはこういう所に計上する類いのものではないということが入っていないんですね。

小山課長

そうですね。お金の寄付は入っていないですね。

山田会長

わかりました。

それでは、地域貢献活動については以上でよろしいですか。

(2)届出概要の説明と質疑応答

山田会長

それでは、今日の本題に入らせていただいてよろしいですか。

(3)の「(仮称)カインズ仙台泉店の新設届出に係る県の意見案について」ということで、審議いただきたいと思いますが、始めに事務局から届出の概要を御説明いただきます。

本日は設置者の方に来ていただいておりますので、入室いただきたいと思います。

事務局

※資料5により届出の概要について説明

山田会長

それでは今の御説明に対して質問がありましたらお願いいたします。

西出委員

東側に小学校があるということですが、市道泉3110号沿いに事業者用駐車場出入口があり、ここは小学生の通学路になっているのですが、その辺の配慮についてお聞きしたいのですが。

設置者

そちらの出入口は、事業者用の駐車場ということで、従来からあるスポーツ棟の関係者が使う出入口でありまして、お客様が使ったりしませんので、使用頻度がかなり低いと考えております。また、小学校は道の反対側でございますので、基本的には児童は反対側の歩道を通るものと考えております。

山田会長

今のお話に関連して、事業者用駐車場は新たに設ける駐車場になるわけですね。

設置者

ここについては、スポーツ棟を以前から営業しておりまして、以前からございました。ここについては変わっておりません。

山田会長

規模も同じということですね。

他にどうぞ。

千葉委員

やはり気になるのは自動車ということで、公共交通があるとはいえ、ロケーションと販売品目を考えた場合、自家用車が圧倒的多数になると思われます。そのときに、県道泉塩釜線の西の方から入るのが1箇所しかないんですよ。東の方に出るのも1箇所になってくるので、出るとき敷地内で渋滞になるのは構わないのですが、この右折レーンで十分と考えているのかどうかを教えていただきたい。それはカインズへのお客さんだけではなくて、スポーツ施設関係、とりわけ何かイベントがあるときには集中的に来ると思うんですけど、その辺をどうお考えなのかをお伺いしたい。県道ですので敷地の外だと言われればそれまでかもしれませんが、その施設がコンパクトなまちづくりにどういう風に寄与するのかということになるろうかと思しますので、お考えを教えていただければというのが1つ。

あと、同じく自動車の関係なんですが、敷地の中に駐車場がたくさんありまして、カインズへのアクセスはよくわかるのですが、スポーツ施設、あと南の方にあるドッグランの所も含めて、歩行者のアクセスが十分確保されているようには見えないんですけども、その辺のところも説明をお願いできれば。

設置者

御指摘の通り、西から入るのは出入口C、信号のある交差点からしか入れません。これにつきましては、80メートル程の右折レーンが以前からありまして、それを使わせていただくという計画でございます。現状の交通量を調査しまして、カインズ棟の発生集中交通量、これは立地法の指針台数、それプラスあとの施設の台数も立地法の割増し計算をしまして、この右折レーンで間に合うという計算をしております。具体的に県警等々と協議しております。この施設であれば特に問題ないだろうという意見をいただいております。そもそもSEIYUさんの時が2万㎡を超える店舗でしたので、それから考えると4割ぐらいになっておりますので、そういう意味ではSEIYUさんの最盛期よりはずっと少ない交通量になるのかなと考えております。

歩行者の入口につきましては、資料の24ページに主だった歩行者ルートを書いております。歩行者については、県道側から、一番大きいのは真ん中のところに歩行者通路を作っております。そこを歩いてカインズ側に行けると。また出入口Cの横にも歩行者通路を作っていると。逆に南側の住宅からは、南側の真ん中のところから歩行者通路を設けております。これも行ける形になっています。あと、実際にはフットサルコートと飲食テ

ナント棟の間も歩行者は通れますので、こちら側からスポーツ棟に通れる形になっております。

千葉委員

車で来た人が駐車場の中を歩いて移動するときに、それぞれの施設に移動するルートが、車の脇を通っていくのがほとんどになるように見えるので、どうでしょうかねということです。

設置者

カインズ棟の、図面でいくと右側になりますが、縦導線は、カインズ棟でいうと一番近いところが7.4m、次の大きなところが8.4m、その横が7mということでかなり通路幅は取れておりますので、車の横を通ることにはなりますが、歩行者が車と交錯するのは少ないのではないかと考えております。

千葉委員

いろいろな人が車から降りて出入りすると思います。ドッグランもあるわけですから犬を連れて歩く人もいるかと思います。駐車場のレイアウトがどういうのが適切なのかは私も十分理解しておりませんが、歩行者が駐車場の中を移動することを考えたときに、歩行者が見えるような形、あるいは歩行者が通る道を誘導するという形で少し工夫していただくと、いろいろな人達の出入りに安全かなという気はします。例えばどういうのがいいというアイデアはありませんが、お考えいただければありがたいなど。

設置者

わかりました。

山田会長

今の話は、この敷地内の歩行者の安全な移動手段の確保にご配慮いただければ、ということですね。

他はいかがでしょうか。

確認ですが、飲食テナント棟の駐車場は、この、中に仕切ってあるのが駐車場ということですね。

設置者

飲食テナント棟の中には駐車場はございません。ここは車では入れない形になっております。

山田会長

そうですか。そうすると駐車場は全体の駐車場を利用して飲食テナント棟も使うということになるんですか。

設置者

そういう利用もあるかと思います。

山田会長

では飲食テナント棟は歩行での利用を前提としているということですか。

設置者

はい。

山田会長

なかなか難しいところですね。

千葉委員

出入口のBのところの、飲食テナントと書かれているところの下に駐車場がありますよね。

設置者

飲食テナント棟と書かれた部分でしょうか。ここは駐車マスに見えますが、テントの屋根の絵のようなもので、駐車マスではありません。

千葉委員

下の「未計画」となっているところも飲食テナントですか。

設置者

はい。計画未定のところは飲食テナントを2つ誘致する予定ですが、まだ計画は固まっておられません。

千葉委員

色が塗られているところの中に2棟の飲食テナントと駐車場があると。

設置者

はい。こちらはカインズ側の駐車場と行き来できる形です。一体の駐車場です。

山田会長

関連の質問になるかわかりませんが、SEIYUが閉店した理由というのは何か御存知ですか。

事務局

営業不振というような報道が一部されているようですが。

山田会長

業種が違うから、同じようなことではないかもしれませんが。

千葉委員

国道4号線の反対側にはイオンタウンができたりして、松陵とかからだにイオンタウンの方が近くなるわけですね。この辺は単身者が多くなってきているので、買い物なんかもある程度時間が遅くなったりということも含めて、なかなか生鮮食品なんかうまいかないと。そういう意味では、カインズさんの商圈が3kmというのは、10km以上のお客さんの集客があるんじゃないかと思うし、恐らくそうじゃないとなかなか難しいんじゃないかと。そうなってくると自動車移動が圧倒的に多くなると思うので、SEIYUさんの時よりも土日はちょっと混むかもしれないという心配はあります。

設置者

新規に出店するというので、お客さんにたくさん来ていただきたいところですが、圧倒的に大きさがSEIYUから小さくなりますので、SEIYUさんの最後の頃はわかりませんが、それなりに営業されていたときよりは減らないとおかしいとは思っております。

山田会長

必要駐車台数の算定のところで、ABCDEとあるんですが、Eの「平均駐車時間係数」が「1.2294」とありますが、これは大体こういう類いの店舗はこの係数を使うんですか。

設置者

これは大店立地法の指針の値でして、業種に関係なく規模と場所で決まっています。

山田会長

業種ではないんですね。わかりました。

他にどうぞ。

西出委員

15ページの地域貢献活動についてなんですが、基本的な考え方のところに、「NGO、NPOなどとの相互理解も深め、協働して」ということが書かれてはいるんですが、それが活動内容の方には見当たらないのですが、具体的にどういった計画を立てられているのか教えていただけますか。

設置者

今具体的な話はなかなか出ないのですが、(2)の地域貢献活動の概要というのは、カインズの他の店舗でやっていることを列記していますので、そういうのも含めて、今後実施していけたらということを御理解いただきたいと思います。

行政とは災害協定を結んだりとか、そういった部分での地域への貢献という書き方でして、そういった事も含めて今後協議していきたいという趣旨で書かせていただいております。

山田会長

地域貢献活動は割と一般的なメニューが書かれていることが多いんですよね。なぜそうなるかということ、地域でどういう特色があって、それに対してここではどういう地域貢献活動をしたらいいかという考察をしないまま、スタンダードなものを書き込んでしまうということで、どれも似たようなものになってしまっていると思うんですが、希望としては、地域実態をもう少し地元からのヒアリングなどをして捉えた上で見えてくるものを挙げていただくと、本当に地域のニーズを捉えたものになるような気がします。西出委員の発言もそういうことをおっしゃりたいのかなと思いました。

これはカインズさんだけでなく全体に言えることかなと思いますね。ですので、可能な範囲で、地元と接するときには聞き取りなどをしていただいで、効果がある地域貢献活動をしていただければと思います。

設置者

承知しました。いろいろ相談させていただきながら進めていきたいと思います。

山田会長

よろしく願いいたします。

相澤（邦）委員

地域住民の皆さんとの話し合いということで、7月22日に住民説明会を2回開かれ

たとありますが、その時に出席者がすごく少なかったのがちょっと気になりました。今後高齢化とか少子化が進む中で、地域の皆さんがどんなことを要望しているのか。例えば高齢者が休める場所とか。地域の方はあまり関心がないのかなと。どこで買ってきても同じものはどこでも買ってくると思うんですが、地域の方々の生活の中に密着しているところがあると、それに伴って購入されるのかなという部分があって、よく道の駅とかいろんな所で行われているのを見るんですけども、そういったことはお考えになられますか。

設置者

当社はホームセンターということで、当然物販がメインになるんですけども、今、社会の流れからしてもモノからコトへという部分がありますので、ただ販売するだけでなく、いろんな生活提案をしていきたいという部分がありまして、例えば工作室ですとかカルチャー教室ですとか、売場の中に地域の生鮮食品、野菜を扱ったりとか、あとグリーンの売場にちょっとしたカフェを設けて地域の方がくつろいでいただくというようなことを最近の店舗では行っておりまして、今回の泉店に関しても、ただモノを売るだけのホームセンターではなくて、地域の方々が集えるような場所にしていきたいということで、店舗の計画を進めていきたいと考えております。

相澤（邦）委員

よろしく願いいたします。

千葉委員

先々、徳州会病院が隣に来るということになったようで、そういった点からも道路の心配が尽きない。それはどちらかというとも県や市の仕事になるかと思うんですが、ただ、今のようなお話は、徳州会病院とどういう風に連携を取るのかというところで特色を作れると思いますし、我々利用する側としても病院と隣のカインズさんがいろんな形で行き来しやすくなるというのは便利なことかと思うので、考えていただければありがたい。

山田会長

本題からずれるかもしれませんが、18ページの担当者連絡先の「21世紀商業開発株式会社」とありますが、これはこの計画のプランニングをされているコンサルさんなんですか。

設置者

プランニングといいますが、どちらかというとも県条例の担当者ということになります。

山田会長

そうですか。

御意見は以上でしょうか。県の意見についてはまた後ほど改めてお聞きいたします。

それでは質問は以上ですので、設置者の方は退出いただいて結構です。ありがとうございました。

(3)届出に対する県の意見の調整について

山田会長

それでは、ここからは届出に対する県の意見案について審議していきます。まず、事務局から意見案についての説明をお願いいたします。

事務局

※資料6により県の意見案について説明

山田会長

それでは、説明のありました県の意見案につきまして、御意見をお願いします。

千葉委員

もう既にいろんなものは決まっているので、これ以上の変更は無理だとは思いますが、例えば「誰もが移動しやすい交通サービス」のところで、「バス停がある」となっているわけですが、先程から話がある様に、混雑が予想されるということであるならば、バス停を敷地内に入れるような形で追い越し車線を確保するような形、現在2車線しかないですから、バス停を敷地内に作るというようなことは、これを機にここにバスが停まっているときの渋滞を緩和する手立てになる可能性はあるわけですよ。経済商工観光部にどれだけ発言できるかはわかりませんが、いい機会なんじゃないかなと思いますので、機会があれば検討していただきたい。

山田会長

バス停の確保の仕方ですね。バス停の取り方1つで交通渋滞が変わってくるかと思うので。

これは県の意見として基本方針との適合と県の意見案の2箇所でも申し上げていいのですか。それとも意見案のところですか。バス停の扱いは「誰もが移動しやすい交通サービス」のところになりますよね。

事務局

基本方針との適合のところは設置者には通知しないものなので、設置者に対してメッセージを入れるとすれば、一番下の附帯意見の2段目のところをもう少し肉付けすることに

なるのかなと思うのですが。

山田会長

今の話は実際かなり有効な措置かと思しますので、可能な範囲でここに挿入するよう検討していただくということをお願いします。

事務局

千葉先生がおっしゃられたように、どちらかという設置者というよりは行政側に対するものですよね。

千葉委員

ですから、設置者ではなくて、県の道路に関する話なんですよ。

相澤（博）委員

ここの道路の歩道は何mなんですか。経済商工観光部とは違う部局の話になってしまうんですけどね。

テクニックとしては歩道を少し狭めるとか。中に確保するのはなかなか難しいと思いますので。

熊谷委員

同じカインズでも、仙台新港の方にもある。そちらを利用する人は、駐車場になかなか止められないときがあったりします。

泉に出来れば、そっちまで行ってた人が来て緩和されるとは思いますがけれども。

千葉委員

ホームセンターはこの沿線にいくつかあるのでなかなか大変だとは思いますがね。

山田会長

なかなかバスプールの確保というところまでは難しいですかね。

事務局

今回は、設置者に対する意見の所では触れられないものの、庁内、土木サイドの話になります。ここだけの問題ではないので、例えば東北大学農学部の跡地にはイオンが出店する予定ですが、あの辺もバス路線で、NHKの前の通りとか、今だと道路の膨らみがないので。

千葉委員

商業施設の問題ではないけども、関係する話ではありますよね。これを機にということですよ。

山田委員

県の意見案としてはここに挙げられている内容でということですね。

ただもう 1 つ、千葉委員が言われた敷地内の安全な移動についてはいかがでしょう。敷地内の安全な移動の確保というのも県から申し上げることでないのでしょうか。

事務局

これは入れられるかと思います。例えば「保持を確実に実施すること。」に続けて、「併せて、場内における歩行者の安全確保、誘導にも配慮すること」というようなのを入れることはできます。これは、千葉委員も設置者にお話されていたことですので、先程の聞き取りを踏まえた意見ということで、設置者側もこういうことを言っているんだなということとは理解されるのではないかと思いますので、入れることは可能です。

山田委員

ではそれはお願いします。

附帯意見の最初の方で、「地域の実情や住民ニーズを考え合わせ」、次の行に「地域貢献活動を積極的に」と挙げられているので、さっき申し上げた、地域のニーズを捉えた地域貢献活動というのはここに含まれているということによろしいですか。あんまり実行されていないようには思いますが。

事務局

はい。あとは、なお書きで書かせていただいたところなんかは、議題の2の地域貢献活動の実施状況ということで報告させていただきましたが、最初の立ち上げのときは報告してくれるんですが、年々報告率が悪くなっています。そういったことも踏まえながら、県への届出もきちんとやってねということを書かせていただいた部分でございます。

山田会長

あとは、相澤委員が言われた説明会ですよ。もう少し丁寧な説明が欲しいですけど。きちんと広報して十分参加できるような形で案内はしているんですよ。

事務局

地方紙に記事を掲載して、説明会開催の案内をした上で開催はしております。事前に説明会の開催計画を出してもらっているので、適切には行っていただいております。

山田会長

それにしても参加者が少ないということですね。

事務局

都市部になってしまうとあまり関心がない。逆に地方に大きな施設があると、町内会単位で参加するといった例があるが、近隣の住宅は隣が何してもわからないというような環境もあります。

あとは地方紙に入れ込むだけでなく一軒一軒ポスティングするというものがありますが、そこまでの部分は難しいと考えております。

山田会長

基本的な努力はされているということですね。

事務局

いずれ、まちづくり条例の手続きが終わった後に、仙台市の方で大店法の手続きに入ります。大店法の手続きの中でも、同じように住民の意見を聴く機会がありますので、次のステップかなとは思っています。

山田会長

他にありますか。

相澤（博）委員

意見案に関してではないのですが、計画とか実施したものの報告というのは、それぞれ該当する店舗の方に県から発出しているのですか。何を言いたいのかというと、転勤なんかがあるものですから、担当者は2年ぐらいで替わるんですね。そういった意味では、郵送料は倍になりますが、本部に出してやるとちょっと扱いは変わるんですよね。カインズだとかこの店長に出しても、替わってしまえば何のことか判らないというケースがある。今日きた人も開店すれば恐らく来ない、デベロッパーの人達ですから。報告を求めるときに、本部のそういった部署に出すというのも回収率を上げる1つの手段かと思います。

事務局

どういったことが効果的か、参考にしながら、色々やってみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

西出委員

多分ホームページで公開しているということもきちんと伝えるといいのかなと。メリットというか、報告をすると県のホームページで情報発信されますということをきちんと伝えるといいのかなと。あと、はじめは、地域貢献の内容を見たらすべての項目について書いてるなと思ったのですが、やはり一般的なことで、地産地消への協力のところも「地域の生産者から依頼があれば」という表現で、なんとなく受け身のイメージなんですよね。書いているものを本当に実施するのかなと疑問がある。受け身ではなくて積極的にやっていただきたい。積極的にやると「こういういい影響がある」ということを伝えられるといいのかなと思います。あと、仙台市の意見で「必要に応じ設置者側から関係者に申し入れて」とあるので、「必要に応じ」と回答していますが、「必要に応じ」というのがすごく受け身で、必要がなければこちらから働きかけなくていいのかという印象がするので、「適宜」とか「積極的に」というような意味合いで言っていただきたいなと思います。

山田会長

そうですね。地域貢献活動だけじゃなくて、個性あるまちづくりについても、その地域がどういう特色あるまちづくりをしているのか、あるいは景観にどういう配慮をしているのかとかいったことを事例を出して、地域貢献活動とかまちづくりへの協力に対する姿勢とか、そういったものがもうちょっと表に出ていると説得力があるんですね。なんとなくクリアするという姿勢が目に見えてますよね。

熊谷委員

こういうのは、カインズで扱う商品について、地元の商店の了解をちゃんといただいたんですか。影響を受けると思うんですよ、個人商店の方が。そういう方々の御理解もちゃんと得られたんですか。一番そこが必要なんじゃないか。

事務局

法律的な部分からすると、これはまちづくりの観点から審議してもらってますけど、その後も大規模小売店舗の法律に基づいて、もう一回申請することになります。ただその時も、昔の大法は地元の商店街の同意をもらって、新たに設置するときには厳しかったのが、規制緩和で緩くなって、今はそこまで求めなくなったんです。そういったことに替えて地元説明会という形で開催するということになっているが、そこもなかなか集まりも少なくなっている。ただ地元の商店街への影響はかなり大きいというのはあります。

熊谷委員

だんだん歳をとってくると、大型店もいいけどやはり地元の小さい店も必要になってくるんですよ。遠くまでは行かれない。今はコンビニがすごく流行っていて、小さい店ですぐ買える。段々高齢者になって運転もままならず、運転すれば事故を起こすということを

考えると、ある程度地元の商店も引き上げながらやらなければ、この問題は難しいと思うんですよ。ましてカインズさんは地元の商店でないところから来て、次々と個人の店は閉めていって、地元の人はずいぶん少なくなってきて気の毒だなと思ったりする。

事務局

この条例、あとは大店法とは別の話になってしまうんですけど、商店街振興という部分も我々の所管しているところですので、相澤委員もまさしくその立場でいらっしゃいますので、そういったところと連携しながら、どうしたら発展していけるのか考えていきたい。

山田会長

それでは、県の意見案については、1つは敷地内の歩行者の安全な移動のことで、2つは地域貢献活動への配慮、そのあたりを可能な範囲で見直していただくということで、県の意見は概ねよろしいということですね。

先程の小学校の通学路との関係は、本当に大丈夫なんですね。

事務局

先程の説明でいうと、カインズ側に学校があるなら別ですが、反対側にあるので、その辺は大丈夫かと。

山田会長

県の意見案は以上の点を少し見直していただいて、この方向で御了承いただくということですね。

事務局

あと改めて委員の皆さまにメール等でお知らせするという事でもよろしくお願ひいたします。

山田会長

あと、初めての方もいらっしゃいますので、この意見案とは別に何か御発言したいということがあればどうぞ。

相澤（博）委員

重箱の隅をつつくような確認ですが、市名坂小学校は計画地の西側ですよ。

事務局

東側と申し上げておりました。失礼しました。

相澤（博）委員

それと、そもそもは泉ダイエーですよ。

事務局

はい。ダイエーがあって、その後SEIYUに変わったところです。

千葉委員

この審議会自体が大規模集客施設の立地誘導、その意図としては都市機能の拡大を抑制して、延いては「コンパクトなまちづくりへ」ということなんですけども、その圧力みたいなものは相変わらずあるわけなんですけども、先程言われたように、むしろ最近は大規模な施設もまちの中に入ってくる、あるいは既存の市街地の中に再開発などで入ってくるというのが少なくないわけですし、この施設も広い意味ではそういう形かと思うんです。大規模な集客施設を外に出していかないという取組は非常に大切だと思うんですけども、大規模な施設がまちの中に戻ってくるときにも、戻ってきたからいいのではなく、戻り方を誘導するようなことを考える時期なんじゃないかと思うんです。先程言われた農学部のところに来るといふもの、まちの中だからいいんだと言ったところで、交通問題はかなり深刻になる可能性があるんで、全国的に大々的に取り上げられている施策ではないんですけども、考える時期なんじゃないのかとは思いますが。

西出委員

先ほどの「地域の実情や住民ニーズを考えあわせ」という点について、届出書の様式に1項目加えて、その点は是非書いてもらおうと、審議もしやすいし、意識も変わってくるのかなと思いますので、もし可能であれば。

事務局

届出書の審査の段階で、地域貢献活動の部分で事前にそういった内容を確認するとか、最初から様式に盛り込むということまではいかないまでも、事前の審査の段階でそういう話をするというのは可能です。こういう視点で書いてほしいというのを事前に調整することはできます。

相澤（邦）委員

地域貢献活動として「カルチャー教室を開いていきます」と書いてあったんですけども、先程会長さん、西出先生が言われたように、全国の40くらいカインズではやっているけども、この地域ではどんなカルチャー教室が必要かという部分で、住民の意見を聴いて、例えば1つ2つでも具体的に出していただければと思いました。

事務局

届出が出される前に事前相談が県にきますし、届出が出されてからも中での審査もあって、出された後に色々な意見があって変更ということもありますので、そういったことを踏まえながら対応していきたいと思っております。

山田会長

それでは以上でよろしいですか。

あと、事務局の方から伝達事項はありますか。

4 次回の日程調整について

事務局

次の審議会ですけれども、現時点で新設の届出はありませんが、先程お話が出ましたとおり、今後の見込みとして仙台市青葉区の東北大学雨宮キャンパス跡地にイオンモールが整備される計画がありますので、早ければ来年度はじめぐらいに審議会を開催する可能性がございます。届出がありましたら通知しますのでよろしく申し上げます。

5 閉会

司会

それでは、以上をもちまして審議会を終了させていただきます。